

知的生産者選定支援機構 会則

(名称)

第1条 本会は、知的生産者選定支援機構と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区麻布台 3-2-12 に置く。

(目的)

第3条 本会は、地方自治体等に対して知的生産者の選定に関する支援を行うとともに、会計法および地方自治法の改正に伴う課題の整理ならびに具体的解決方法の検討を行うことにより、両法改正の促進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 知的生産者の選定支援のために、事例・知見等の提供、審査適任者の推薦および派遣を行う。
- (2) 知的生産者の選定支援のために、審査業務に関する助言を行う。

(評議委員会)

第5条 本会は、次の業務を行う評議委員会を設ける。

- (1) 知的生産者が属する業種毎に分科会を設け、審査員に相応しい人材を確保し、審査適任者の推薦を行う。
- (2) プロポーザルおよびコンペの準備、スケジュール、費用、段取りの提示等、知的生産者選定の実施に向けた支援を行う。

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において別途定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上7人以下
 - (2) 監事1人
- 2 役員任期は2年とする、ただし再選を妨げない。
- 3 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 4 理事及び監事は、総会において選任する。
- 5 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。

(職務)

第10条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(役員解任)

第11条 本会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の議決により役員を解任することができる。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 予算、決算に関すること。
 - (2) 役員選任に関すること。
 - (3) 会則に関すること。
 - (4) その他会務運営上必要な事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 会員は、総会において各々1個の議決権を有する。
- 5 総会は、出席者の有する議決権の過半数の賛成で決議する。

(総会議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。ただし監事は除く。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 理事会は、出席理事の過半数の賛成で決議し、議事録を作成することとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(委任)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(変更)

第18条 この会則は、総会において、出席者の過半数の賛成がなければ変更できない。

附 則

1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。